

○越前市スポーツ推進審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 219 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日 条例第 13 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、本市に越前市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 24 条例 13・一部改正)

(任務)

第 2 条 審議会は、法第 31 条及び第 35 条に規定するもののほか、越前市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関する教育委員会に答申する。

(平 24 条例 13・一部改正)

(委員の定数)

第 3 条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、11 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に任命された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、任命された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 条例第 13 号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。